

平成30年度第3回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成30年5月23日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第 3 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 3 0 年 5 月 2 3 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 6 号議案 いずみの森小中学校新築工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
 - 第 2 第 7 号議案 いずみの森小中学校給排水衛生等設備工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
 - 第 3 第 8 号議案 いずみの森小中学校空調換気設備工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
 - 第 4 第 9 号議案 いずみの森小中学校電気設備工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
 - 第 5 第 1 0 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱について
 - 第 6 第 1 1 号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
 - 第 7 第 1 2 号議案 平成 2 9 年度八王子市教育委員会表彰について
 - 第 8 第 1 3 号議案 平成 3 1 年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について
- 4 報告事項
 - ・平成 2 9 年度学校運営協議会の運営状況について (教育総務課)
 - ・平成 3 0 年度学級編制の状況について (教育支援課)
 - ・平成 3 0 年度学校選択制の結果について (教育支援課)
 - ・平成 3 0 年度八王子市奨学生の決定について (教育支援課)
 - ・市立中学校生徒に係る事故への対応状況について (指導課)
 - ・平成 3 1 年度八王子市立中学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)

- ・平成31年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)
- ・新図書館システムの利用状況について (図書館部)
- ・「としょかんこどもまつり」の実施結果について (図書館部)
- ・平成30年度八王子市図書館の特別整理期間(蔵書点検)の日程について (図書館部)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	大 橋 明
委 員	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	瀬 尾 和 子
生涯学習政策課長	岡 本 洋

スポーツ振興課長	清水 秀 樹
スポーツ施設管理課長	佐藤 晴 久
学習支援課長	朝岡 秀 夫
文化財課長	中野 みどり
歴史文化構想担当課長	平塚 裕 之
こども科学館長	遠藤 譲 一
図書館部長	石黒 みどり
中央図書館長	太田 浩 市
生涯学習センター図書館長	新納 泰 隆
南大沢図書館長	安達 和 之
川口図書館長	成田 俊 雄
指導課指導主事	高木 紘二郎
教育総務課主査	長井 優 治
教育支援課主査	山田 光
教育支援課主査	岡部 雅 洋
指導課主査	秋山 和 英
指導課主査	金子 江理子
中央図書館主査	山中 広 子
生涯学習センター図書館主査	藤原 頼 晶
南大沢図書館主査	鈴木 仁
教育総務課主査	堀川 悟
教育総務課主任	飯田 知 子
教育総務課主事	小山 ちはる
教育総務課嘱託員	古瀬村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 お待たせをいたしました。

本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成30年度第3回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会におきましても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

安間教育長 本日の議事録署名員の指名をいたします。

本日の議事録署名員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の議事でございますが、第6号議案から第9号議案は、いまだ意思形成過程のため、第11号議案、12号議案及び報告事項 市立中学校生徒に係る事故への対応状況については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 これも御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第5、第10号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解職についてを議題に供します。

本案について指導課から説明願います。

中村指導課長 第10号議案、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解職について、担当の金子主査より説明いたします。

金子指導課主査 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員のうち、3名の委員に人事異動がありましたので、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員を解嘱する議案でございます。

第10号議案、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱について御説明申し上げます。今回、解嘱する委員は、木村恵子委員、村田由美委員、三浦佐

知子委員でございます。人事異動に伴いまして、委員の変更の申し出がございましたので、平成30年5月23日付で解嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、指導課からの説明が終わりました。

まず、本件について、御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

また、御意見等はございませんか。よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見等もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第10号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第10号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第8、第13号議案 平成31年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

野村統括指導主事 第13号議案、平成31年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱につきまして、担当の秋山主査より御説明いたします。

秋山指導課主査 第13号議案、平成31年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について御説明いたします。

教科書採択につきましては、要綱第2条にございますとおり、教育委員会の権限に属します。本要綱は、教科書採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものです。現在、市立小学校では、平成26年度に採択した教科書を平成27年度より使用しております。教科書は4年ごとに採択替えを行うため、本来であれば平成31年度から新しくなるため、平成31年度からの4年間、八王子市立小学校が使用する教科書についての採択を今年度平成30年度に実施しなければなりません。しかしながら、平成32年度から新学習指導要領となるため、今年度むこう4年間使用する教科書を採択しても、平成31年度、1年間だけしか使用できず、来

年度平成31年度には再びその新学習指導要領に基づいた教科書採択を実施することとなってしまいます。

これらのことに鑑み、今年度平成30年度の教科書採択については、要綱第5条第4項にもございますとおり、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書がないこと。また、平成30年3月30日付文部科学省通知、平成31年度使用教科書の採択事務処理についてに基づき、平成26年度採択に使用した小学校用教科書選定資料と、各小学校からの意見を集約したものを参考に採択を行います。採択に当たりましては、通常であれば調査研究が十分行われるよう、教科用図書選定資料作成委員会の下に、調査部会を設けて調査を行ってまいります。このような背景から要綱第5条第5項にもございますとおり、選定資料等は平成26年度採択に使用したものを扱うため、教科用図書選定資料作成委員会及び教科別調査部会は設置しないものとします。採択の方法につきましては、教科書を種目ごとに1種採択いたします。

最後に、採択の時期につきましては、教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっており、8月1日開催予定の教育委員会定例会にて、協議、採択の予定としています。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、指導課からの説明がありました。まず、本案について御質疑はございませんか。それでは、御意見も含めてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

来年度、新しい教科用図書については、一括して採択を行うということになるというわけですね。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第13号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第13号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　続きまして、報告事項となります。まず、教育総務課から報告お願いいたします。

渡邊教育総務課長　　平成29年度学校運営協議会の運営状況について御報告をさせていただきます。

詳細は担当の長井主査より説明申し上げます。

長井教育総務主査　　それでは、各学校の学校運営協議会から報告がありました、平成29年度運営状況について報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。1、報告趣旨、平成29年度の各学校運営協議会の運営状況の概要について報告するものです。

2、報告内容、(1)の平成29年度の学校運営協議会設置校は、平成28年度の56校から32校増えて88校となり、大幅な増加となりました。参考として、各校における学校運営協議会の開催回数でございますが、おおむね月1回平均して年10回程度の開催となっております。

次に、各学校の協議に基づいた取組についてです。(2)で特色のある取組としております。別紙資料を御参照ください。設置校数が大幅に増加したため、資料は29年度の各学校運営協議会の運営状況報告から、特色ある取組についてまとめたものとなっております。学校運営協議会を設置した年度ごとに学校別でお示ししております。特色ある取組の欄に取組内容の種別と、具体的な取組内容を記載し、最後の6ページ目の末尾に、取組内容の種別ごとに取り組みを行っている学校数をまとめております。

それでは、最初の資料にお戻りください。特色ある取組について、各学校で取り組まれている内容から、3つ挙げさせていただきました。まず、アの学習支援についてですが、傾向としては、引き続き学習支援の取組に力を入れている学校が多く、子どもたちの学力向上を目的とした学習支援ボランティアによる授業補助や、放課後及び夏休みの補習などを実施し、基礎学力の定着を図っている状況が見受けられ、近隣の大学の学生ボランティアを活用している例もありました。学習支援の取組から派生するものとして、学力の向上を目的とした漢字検定や、英語検定などの検定授業も各学校で実施されております。

次に、イの体験学習についてですが、体験活動の取組も多く行われ、例として落

語や芸鼓といった日本の伝統芸能や、八王子車人形を体験するもの、大学と連携して中学生が模擬講義を受けるもの、食育の一環としての親子料理教室や夏休みに親子で宿泊行事として校内キャンプを行うものなどがありました。ほかにも障害者福祉や医療面からの取組として、車椅子利用の体験や、A E Dの使用方法を学習する取組も見られました。

次に、ウの教職員との交流についてですが、教職員との交流に力を入れている学校も多く、学校運営協議会委員が授業参観や運動会などの学校行事や、職員会議などに参加し、また、学校運営協議会の会議などに教職員が参加することで、学校を取り巻く状況の把握や、学校運営協議会委員と教職員とのコミュニケーションの向上を図るものがありました。ほかにも地域交流の取組では、家庭教育支援として、保護者の悩み相談会を行うものや、保護者や地域住民が子どもたちとともに送迎活動を行うもの、学校運営協議会が地域のボランティアと懇談会を行うものなどがございました。

地域防災の取組は引き続き各学校で実施され、全校児童・生徒参加による地域合同防災訓練や、小中学校の連携の中で協働による防災安全地域マップの作成などの取組が見られました。また参考として、29年度には市政100周年事業である全国都市緑化八王子フェアの開催により、緑化事業としての学校花壇の整備や記念植樹に取り組んだ学校も多くありました。

次に(3)の取組と成果としては、アとして、学校運営協議会が学校の必要としているボランティアのニーズを把握しながら、児童・生徒へのきめ細やかな対応を進めております。子どもたちがボランティアなどの地域住民とふれあい、顔見知りになることで、子どもたちに地域への愛着が生じております。また、学習につまずきや苦手意識を持つ児童・生徒が、継続して学習に取り組む習慣が確立し、なぜ学習するのか、学習することで何に役立つのかを知り、児童・生徒がみずから学習について主体的に思考する力が育ってきております。

次にイとしては、日本の伝統芸能や親子料理教室など、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの将来に向けた学びの場が広がり、チャレンジする気持ちや学習意欲を高め、保護者や地域の教育力の増進にもつながっております。

ウとしては、学校運営協議会委員と教職員との連携拡大と、意思疎通の促進が図

られ、課題を共有することで今後の各種取組の継続、発展に役立つものとなっております。

次に（４）の取組の課題としてですが、アとしては、学校運営協議会委員の後継者の育成や、地域の人材発掘、人材育成などが挙げられます。ボランティアなどの学校支援の人材が固定化されており、保護者やシニア世代をはじめとした地域に眠っている知識や経験を持つ人材を発掘することが課題となっております。

イとしては、学習習慣の定着に向けた分析や、支援体制の継続が挙げられます。児童・生徒の学習習慣を維持し、学力の向上につなげていくために、これまでの活動を分析し、アの課題とも関連しますが、支援に必要な人材の確保を継続して図っていく必要があります。

ウとしてですが、以前より改善されてはおりますが、学校運営協議会の活動が保護者や地域にまだ十分理解されていない現状がございます。これからもお知らせの配布や保護者会等で活動内容を周知するなど、継続した取組が必要であると考えます。

最後に、今後の取組としてはでございますが、課題として学校運営協議会委員や、学習ボランティア等の後継者の育成及び地域に潜在している人材の発掘が挙げられます。また既に合同の学校運営協議会を開催するなど、取組として実施しているところも相当ございますが、小中一貫教育の基盤づくりや、地域の共通課題解決のため、隣接する小中学校同士による学校運営協議会の連携のさらなる促進や、学校運営協議会委員と各職員との教職員との連携の強化も学校における課題を共通認識し、解決するための必要な取組として挙げられております。

地域の各組織との連携強化による地域防災訓練などの取組も多くの学校運営協議会で引き続き継続、促進していくべき取組となっております。なお、各学校運営協議会の運営状況報告の詳細につきましては、昨年度までと同様に、今後準備ができ次第、市のホームページで公表させていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。

安間教育長　　只今、教育総務課からの報告は終わりました、本件について、御質疑はございませんか。

柴田委員　　1点お伺いしたいのですけれども、学運協で特色あるさまざまな取組がな

されているということですが、こういった体験活動や学習支援の活動などは、学運協が実働部隊となって、実際に実施をしている学校が多いのでしょうか。それとも何か実働部隊として学校支援地域本部のような、協働本部のようなものを設置して、このような活動を実践しているのかどうか、教えていただきたいと思います。

渡邊教育総務課長　八王子市の特色だと考えられますけれども、学運協の委員さんの中に青少対ですとか、地域の町会自治会ですとか、保護司さんですとかという、そういった方々が相当数お入りいただいております。学校運営協議会の運営回数を計ってみますと、6回から13回と、各校の事情それぞれでございます。学校運営協議会では、法律上の役割について、熟議していると考えておりまして、実際に活動される方々は学運協に参加をしております青少対の方ですとか、町会の方ですとか、そういった方が主導して、そのそれぞれの組織、横断的にまとめて事業を開催しているという現状がございます。

安間教育長　ほかに御質疑ございますか。

笠原委員　とてもいろいろな取組があって、いろいろな地域の力がこうやって子どもたちに注がれるというのはすばらしいなと思っております。学運協のことがよくわからないので、ちょっと些末な質問で申しわけないのですが、近隣の学生さんがボランティアにいらっしゃるとか、あと落語とか特殊な能力のある方との交流があるのかもしれないのですが、例えば交通費ぐらいは、ボランティアといっても何か補てんがあるものなのか、そういった経済的なバックグラウンドはどうしてらっしゃるのかというところを、ちょっと伺いたいと思いました。

長井教育総務課主査　各ボランティアさんへの費用の支給につきましては、1,000円程度なのでございますけれども、支給を1回当たりさせていただいております。場合によっては2,000円程度支給をさせていただくようなコーディネーターさんとか、そういった役割の方については、そういった対応をさせていただいております、こちらのほうで金額を定めておりまして、それに基づく支給をさせていただいております。

安間教育長　それにプラスして学校運営協議会独自にも予算措置をしているのですよね。それをちょっと補足してもらえますか。

渡邊教育総務課長　学校運営協議会の配当予算としては、1校当たりおおむね10万

円、プラスいろいろなそれぞれの学運協の活動に合わせて5万円、計15万円を学運協の活動として支給をしているところでございます。

安間教育長　ほかに御質疑、また御意見も含めてで結構でございますが、ございますか。

大橋委員　御説明ありがとうございました。これから先のことを考えた時に、学校の教育というのは社会と分断されては成り立たないなというふうに考えています。社会の変化が大きくなっていきますので、その外に風をやっぱり学校の中に取り込んでいく。そのためには、やはりこういう地域の方が教育に参加してくださるというのは大変貴重なことだなというふうに思っています。

その時に、やはり学校と保護者、あるいは地域の方との気持ちが同じになっていることが非常に大事だと思うのです。今回、御報告いただいた中で、教職員との交流というのがあって、その成果が図られているという御報告がありました。私はこれはすごく大事なことだと思うのです。ですので、今後この学校運営協議会をさらに充実させていく時に、この視点というのは大事にして、多くの学校でこのような活動も十分に取り組んでいただけたらいいのかなというふうに考えています。以上です。

安間教育長　御意見としてお伺いさせていただきます。

村松委員　特色ある取組が大体11コンテンツ、大きく分けるとあって、その中で学習支援が一番多くて23件、イの体験活動が大体18件、教職員との交流が9件ですかね、ちょっと誤差があるかもしれませんが。皆さんいろいろな取組をしていただいて本当にありがたい限りなのですが、基本、教育委員会のほうからはこうしたほうが、やられたほうがいいということと言わない、伝えないということが基本ですけれども、実際、このスクールファームですとか、防災訓練とかこういうことというのはとても大事なことなので、年10回あるうちに今月は防災訓練、次は情報交換、保幼小連携というような、そういう順繰りにやっていただくような取組というのも教育委員会で何かそういうアドバイスとか、そういうことができればいいと思うのですけれども、その中で、由木中央ですかね、ビブリオバトル、私、地域の方にDVDを見せていただいたのですけれども、石黒部長がビブリオバトルに参加され、拍手喝采を浴びてすごく盛り上がっていたんですね。八王子は読書のまち

として、図書館もこれからどんどん一生懸命取組を行っていくという中で、こういうビブリオバトルですとか、図書館の方がこういうふうに出向いて、読書やこのビブリオバトルを推薦したりとか、私で言えばキャッチボールですが、教育委員会のほうでもこういうことをしたらどうなのかというふうに、アドバイスできればと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

石黒図書館部長 今日報告の中では、図書活動が由木中学校と由木中央小学校だけなのですけれども、それ以外にでも、ほかの分館が地域の小中学校と連携した授業を行っておりますので、そういった関わりの中から由木中央小学校の盛り上がりのようなイベントにつなげていければいいかなというふうには考えています。

安間教育長 学運協に対する考え方としてありますか。

渡邊教育総務課長 学運協の研修なども相当数やっておりますので、その研修の中で時間を設けて各学運協の取組ですとか、成果などを情報共有していただくようなことを今年度やりました。さらに平成19年度から学運協やってらっしゃるところと、あとは昨年度相当数増えましたものですので、今後は全ての今ある学運協の会長を一堂に会するような連絡会なども企画をしております。そういった中で、今委員がおっしゃられたような取組を情報共有して、さらにその地域に合わせた運営ができればと、そのようにかかわっていく所存でございます。

村松委員 ありがとうございます。そういう一堂に会してお話をする機会の時に、少しそういうお話をさせていただいたり、先日、生涯学習政策課の方が放課後子ども教室の取組をホームページにアップしていただいて、小P連の総会の時に40部持っていただいたのですね。そうしましたら、それが大変スマッシュヒットで、役員さん大変喜んで、40部では結局足りなかったんですね。学運協も各地区でこういう取組をしていますとホームページにアップしていただいたりとか、それを小P連、または中P連、各学校にこういう取組をほかの学校はやっているのですよ、ということをもっと細かく写真つきでやっていただくと、本当にわかりやすいですよ。放課後子ども教室は、皆さん喜んでいましたので、ですから、ぜひそういう考えを念頭に置きながら、周知のほうお願いできればなと思っています。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。ほかに委員の方からございますか。

この学校運営協議会の今後の発展については、何回も議論に挙がっているところですので、先ほど教育総務課長からさらっと話がありましたが、これまでのような研修会一辺倒ではなくて、連絡会というような形で、もうフラットな形でそれぞれ情報交換できるような機会というのを新しく新設したのですよね。そのようなところで横の連携というのにも必要になっていくのかな、情報交換というのにも必要になってくるのかなというような意識で本年度進めてまいりたいというふうに考えてございます。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは本件について、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続きまして、教育支援課から続けて3件、報告をお願いします。まず、平成30年度学級編制の状況についてを報告願います。

穴井教育支援課長 それでは、平成30年度学級編制の状況について、御報告をいたします。詳細については、山田主査から説明いたします。

山田教育支援課主査 平成30年度学級編制の状況につきまして、御報告させていただきます。こちらの報告内容につきましては、平成30年4月7日現在のデータになりまして、東京都へ報告した内容となっております。

それでは資料のほうを御覧願います。まず、2、報告内容(1)学校数・児童生徒数・学級数になります。小学校は70校、児童数2万7,224人、対前年比マイナス331人。学級数は901学級、対前年比マイナス1学級となっております。中学校は38校、1万2,659人、対前年比マイナス290人。学級数は382学級、対前年比マイナス5学級となっております。また、その下には参考に東京都の学級編制基準を掲載しております。昨年度に引き続きまして、小学校第2学年、35人学級対応加配、中学校第1学年、中1ギャップの予防・解決のための教員加配が行われております。

続きまして、(2)学級数別学校数の一覧になります。こちらのほう、平成29年度と比較しますと、小学校におきまして7から11学級が2校、12から18学級が3校増えております。また19学級以上の学校が5校減少しているというよう

な状況になっております。中学校におきましては前年度と同様となっております。

次に、裏面についております資料のほうを御覧いただきたいと思っております。まず別紙1を御覧願います。こちら学校ごとの届け出状況になります。まず番号6番の第六小学校の日本学級は45人3学級となっております。こちらのほう平成29年度と比較しますと、1学級増えているような状況にございます。小学校第2学年への加配該当校は17校となっております。表の中の黒塗りとなっているところが加配該当校となっております。全ての学校が学級規模縮小を選択している状況にございます。

続きまして、別紙2を御覧いただきたいと思っております。こちら中学校の学級編制の一覧となっております。番号5番の第五中学校、夜間学級13人3学級。24番、打越中学校に日本語学級27名2学級となっております。中学校第1学年の加配該当校は9校となっております。6番、第六中、12番、長房中学校、26番、七国中学校、30番、松が谷中学校、31番、中山中学校、36番、松木中学校が学級規模縮小を選択している状況にございます。7番、第七中学校、10番、石川中学校、20番、川口中学校がチームティーチングを選択しております。

私学入学者につきましては、小学校は1.4%、中学校では11.1%となっております。こちらのほうも例年と同様の数字となっております。全体的に児童生徒数300名近くの減というような形にはなりますが、学級数につきましては、微減の状況にございます。

続きまして、表の最初のページにお戻りいただきたいと思っております。

続きまして、(3)特別支援学級学校数・児童生徒数・学級数になります。こちら東京都へ届出を行いました平成30年7月7日現在の数になります。平成30年度から小学校の情緒障害の通級指導学級は、特別支援教室として全校に設置となり始まっております。表中にございます通級の表示の部分につきましては、難聴言語の通級のみとなります。中学校につきましては、情緒障害の特別支援学級、難聴の通級となっております。

まず、小学校の固定学級は23校、児童数424人、対前年比プラス15人、学級数は64学級、対前年度比プラス3学級となっております。小学校の通級学級の難聴言語は6校で、児童数199人、対前年比マイナス6人、学級数は13学級、

対前年比マイナス1学級となっております。

続きまして、中学校の固定学級は学校数15校、生徒数227人、対前年比マイナス2、学級数は27学級、対前年比プラス3学級となっております。中学校の通級学級は9校で、生徒数は224人、対前年比プラス32人、学級数は27学級、対前年比プラス3学級となっております。

続きまして、(4)特別支援教室になります。学校数は拠点となるのは18校、児童数916人、対前年比プラス194人となっております。後ろにございます別紙3、別紙4が細かく各学校の人数となっております。学級編制につきましては、現在、平成31年の受入予定数の調整を行っております。学区域内の住民登録されている未就学児童、生徒を抽出しまして、各学校の状況を確認し、受入予定数を決定していくような形をとっております。一部学校によりましては、学区域内での開発計画が多く見られる状況もございます。特に中心市街地におきましては、集合住宅の建設が多く見られます。そのため、学校施設にかなり影響が出てくることが予測されますので、その辺の動向を見ながら今後も学級編制の事務のほうを進めていきたいと思っております。

学級編制の状況につきましては、以上となります。

安間教育長　　只今、教育支援課からの報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

大橋委員　　大きく2点あります。まず、通常の学級についてなのですが、小学校は第2学年と中学校の第1学年については、教員が学級数について加配措置をされると。これは昨年度もそうだったと思うのですね。今年度小学校の第3学年、それから中学校の第2学年、つまり去年加配措置されていて、今年加配措置されない、その学年のやっぱり学級というのはぐっと減っているのですか。それが1点目です。

それから2点目なのですが、特別支援学級の通級のほうなのですが、小学校が対前年比で6人減っていて、中学校のほうは32人増えています。これは小学校を卒業して中学校に進学したからこういうような結果になっているのでしょうか。この2点、教えてください。

山田教育支援課主査　　まず1点目の2学年から3学年に上がるころなのですが、学校によりましては学級減になっているところがございます。

中学校の通級の人数なのですが、やはり新たに中学校で通級に通い出すお子さんがいらっしやいますので、ちょっと増えているような状況が見受けられると思います。

穴井教育支援課長 補足をしますけれども、1点目の学級数の減なのですけれども、それほど物すごく全部が増えているかということ、それほどではないのかなというふうには思いますが、ぎりぎりのところについては、今まで3学級だったものが2学級になったりとか、そういうところありますけれども、確実に学級数が減るかということ、そういうことではないというふうに思っています。

大橋委員 すみません、細かい数値は結構ですので、私が何を言いたいかということ、不登校が2年生から3年生になる時に出現率が上がっているのですね。ですので、もし要するに2年生から3年生になる時に、学級数が減るということは1学級の人数が増えるわけですよ。そのあたりに少し不登校の出現率が上がる原因がないのかなということを考えて、そのような質問をさせていただきました。

穴井教育支援課長 不登校の数について、人数が増えてから増えたのか、もう少し分析しないとわからないのですが、教育相談に来る不登校の数を見てみると、4年生あたりから、今まで中1で極端に増えていたんですけれども、3年生、4年生で増える傾向もうちのほうも捉えています。その関係は、勉強がやっぱり10歳のところでもかなり難しくなるというところもありますので、人数が増えたからかどうかにについては、もう少し精査が必要かなというふうに思っています。

それから、先ほどの通級の数なのですけれども、先ほど当初に説明したように、小学校のほうは通級、聞こえと言葉の通級のみの数ですので、そちらが減っている。中学校のほうは情緒の通級が、小学校が特別支援教室になりましたが、中学校はこれから特別支援教室になるので、情緒の子たち、特別支援教室が増えているのと同様に、中学校の情緒の通級の生徒が増えているというような状況の中で、大幅な増になっているということです。

聞こえと言葉のほうが減っているのはどうしてかということ、私どもが就学相談で感じていることは、重複障害、今までは聞こえとか、言葉で通っていたお子さんの中で情緒のお子さん、あるいは知的障害を併発しているお子さんが増えてきていて、私どもの就学相談においては、聞こえと言葉は聞こえと言葉の就学相談で、それ以

外はまとめて就学相談調整会議というのをやっていたんですが、ちょっと傾向として両方の傾向があるお子さんについては、合同の調整会議を一昨年から開催をしているところです。その中で、どちらの指導を先にやったほうがいいのかというところで判断をしている中で、聞こえと言葉よりも知的障害の学級に入ったり、あるいは情緒の通級のほうを先に指導したほうが良いという結論の中で、減ってきているのかなというふうに思っています。

安間教育長　かつては学級規模の大きさと不登校との相関関係なんて調べて、結局、繋がりがなかったこともあって、やっぱりどちらかという、不登校の増加の原因というのは年齢、発達、学習内容というような調査結果もあったみたいですが、ただ、改めて、だからといってもう諦めちゃうんじゃなくて、今回、大橋委員が改めて前段階の話、提起していただいたので、我々でそういうデータをつくれば、東京都なり国なりに1、2年だけでなく、3、4年もとか、そういうような要望というのは出しやすいかもしれませんね。もし、そういうような視点も頭のどこかにとめながら、集計をしてみてください。

ほかにございましょうか。

笠原委員　通級学級についての質問と考えるのですが、実際に、私もたくさん不登校に近いような子たちを応援している中で、通級学級はすごくわかりやすいとか、以前、私たちがまだ子どもだったころに、そういう特別クラスに行くのは何か恥ずかしいみたいに思っていた時代が長かったと思うのですが、今はそんなことは全然なくて、通級クラスのほうが楽しいと言っている子どもはたくさんいますし、実際、お母さんたちからの支持もすごく多いんですね。ただ、今、通級指導教室は週1回とか、時間が限られています。このところで、実際に不登校の数に挙がってこないと思うのですが、通級指導教室には行かれているけれども、通常級のほうのクラスには行かれないという子たちが、現場には実はたくさんいるのですが、そういう子たちは不登校の数には入らないかと思うのですが、入っていますか。

穴井教育支援課長　不登校の数というのは、年間で30日以上休んだ子なので、通級は週1なので、大体、月に多くても2回行っていても10日とか、その程度ですので、不登校の子にはカウントされているという状況です。

笠原委員 カウントされているということであればわかりやすかったです。そうすると、やはり、本来だったら通級指導教室がたくさん開いていてくださると、例えば週に2回とか、3回とかあると、その子たちの欠席日数は減る可能性が出てくるというのが現状なのですが、そういう考え方というのはどんなものなのかということ伺いたかったのですが。

穴井教育支援課長 私どもは、一時、相談学級ということで、中学生のほうに教育センターに情緒障害等、通級指導学級を使って、不登校の子たちを1週間来られる子は来てもいいよという形をとっていましたが、東京都の教育委員会のほうの考え方とすると、特別支援教室になった中で、相談学級という形式は廃止の方向なのですね。それで、今回、東京都教委が出している特別支援教室のガイドラインの中で、ちょっと私も都教委のほうには意見は言ったんですが、一つの考え方として通級指導学級というところは、通常の学級に授業がおおむね出られる子を基本的に対象としているという考え方があるのです。その通級指導学級での指導を使って通常級での提供を図っていったら、成果確認も含めながら進めていくのが通級指導学級であるという考え方をもとに、不登校の子たちの解決を目的とした通級指導というところについては、慎重に扱わなければならないという考え方なのですね。

ただ、実態とすると委員おっしゃるように、特に中学校においては、自校には通えないけれども、通級は通えるというお子さんも確かにいらっしゃるのですね。そうした中で、私どもは、やっぱり通級指導学級は毎日行くところではないという考え方は持ちつつも、通級指導学級の指導をいかに通常級の登校につなげていくかという視点は外さないように運用していかなければいけないなというふうには思っています。

通級指導学級に行っている間、通常の教育が抜けてしまうので、あまり週に何回も通級に行っているということになると、学習の遅れというのが不登校ではなくてもかなり広がる傾向もありますから、その辺も見きわめながら運用していかなければいけないというふうには思っています。

笠原委員 ありがとうございます。実際には、知的の問題がない子たちが通級指導教室に入ることが多くて、ただ学習の支援に関して言うと、やっぱり少人数、あるいは1対1で教えてもらえることによって、学習が本当にわかると、本人たちに言わ

せるとよくわかるんだというのが、これは小学校低学年からも聞かれています。中学生はもちろんのこと。そうすると、もちろん東京都のそういう考え方はあるんでしょうけれども、やはり本来学習を必要としている子たち、ニーズのある子たちはそういうところにすごく求めていて、その日は行けて、そうでない日に行けないということが現実にあるので、実際には出席できなくなっているわけですから、その辺の実態を現場から挙げていくというのも一つかなと、今、思っております。

穴井教育支援課長 同様に、特に不登校の子たちは、不登校の原因が発達障害を背景にしている子どもたちも多いので、通級指導学級から登校を始めるということも、都教委のほうには強く申し入れをしているところです。ただ、学習支援については、これもまた都教委が通知を出まして、個別で学習の補てんはするのですが、それは障害の特性に応じて、どうやって勉強したらこの子はできるのかなという視点での指導なので、通常の学級で教えている内容を補習するという概念ではないですよということになってますので、その辺のところ、特に境界期のお子さんたちが、では学習の遅れをどういうふうに補習していくのかというのは、学校での補習体制と、また別のことも考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

安間教育長 よろしゅうございますか。制度設計の問題もあるのですね。引き続き検証してまいりましょう。

ほかにございますしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 引き続き、平成30年度の学校選択制の結果について、報告をお願いします。

穴井教育支援課長 それでは、平成30年度学校選択制の結果について御報告いたします。詳細については、山田主査のほうから御説明いたします。

山田教育支援課主査 平成30年度の学校選択制の結果につきまして、お手元の資料に沿いまして報告させていただきます。

まず、2、報告内容、(1)学校選択(小学校)の結果になります。小学校は就学児童数4,251人、そのうち指定校以外の学校を選択された方が746人。割合

は17.6%、対前年比0.6%増となっております。学校選択された方へのアンケートにつきまして、選択した理由といたしまして、小学校の場合は、上から通学の距離・安全、兄姉が通っている、子どもの友人関係となっております。これは選択制を導入してから例年ほぼ同じような傾向となっております。また、学校を選択する際に、その学校の情報をどのように得たかにつきましては、小学校では学校公開に参加してが最も多く、次に友人・知人に聞いてとなっております。指定校と選択した学校との距離につきましては、選択校のほうが近いという回答が多くなっております。

続きまして、(2)中学校の結果になります。中学校は就学生徒4,125人、そのうち指定校以外の学校を選択された方が942人、割合は22.8%、対前年度比0.6%増となっております。こちらを選択した理由といたしまして、子どもの友人関係、通学の距離・安全、兄姉が通っているというような状況になっております。学校を選択する際に、学校の情報をどのように得たかにつきましては、学校公開に参加してが多く、次に友人・知人に聞いてというような状況です。こちらも例年とほぼ同じような理由となっております。指定校と選択した学校との距離につきましては、選択校のほうが近いというような回答が多くなっております。

資料に添付されているものが小中学校別の集計結果となっております。なお、小学校の番号10番、第十小学校、48番、みなみ野小学校、49番、みなみ野君田小学校、50番、七国小学校、68番、長池小学校、69番、鑑水小学校につきましては、受け入れ教室や区域内の開発に伴う需要の増加が予測されることから、学校選択除外校となっております。

小学校の裏面が中学校の集計結果になっております。番号36番、松木中学校が同じように受け入れ教室の不足から学校選択除外校となっております。学校選択制につきましては、現在検証作業を行っております。平成29年度には、その年入学されました小学校1年生の保護者、中学校1年生の生徒保護者へのアンケート調査を実施し、終了し、集計を行っております。現在、検証作業を進めているような段階になっております。また、学校運営協議会での地域の皆さんの声を聞くために、現在も訪問活動を実施しております。平成30年度中には検証作業を終了しまして、その後、議論し、平成31年度には市民の方への周知の実施、平成32年度から新

制度に向けて運用が行われるよう準備を進めているところであります。

報告は以上となります。

安間教育長　　只今、教育支援課からの報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか。

柴田委員　　御報告ありがとうございました。小学校の学校選択の選択理由についてお伺いしたいんですけども、選択理由、これは択一ではなくて、マルチアンサーで聞いているのでしょうか。

山田教育支援課主査　　複数回答です。

柴田委員　　そうしますと、この選択肢の中には、学童保育所の設置場所というところは見受けられないんですが、それは親の仕事の都合であるとか、通学の距離・安全というようなところ、施設や設備の状況というところに、もしかしたら反映されているのかもしれませんが。学校訪問をした際に感じたことなのですが、特色ある学校づくりを学校経営として一生懸命取り組んでいる学校であっても、例えば、学童保育所が交通量の多い道路を隔てたところにあると、やはり親御さんとしては、子どもの安全ということを考えて、学童保育所が学校から近い、もしくは学校の敷地内にあるというところを選択しているようなところもあると思います。現在、共働きも増えてきていますので、選択理由の中に学童保育所との兼ね合いのような、そういった質問項目も増やしてもいいのかなというふうに思っています。また、その辺で何か把握されていることがありましたら、教えていただきたいと思います。

穴井教育支援課長　　本市の場合、学校選択制度で選べる学校は隣接の学校に限られているのですね。学童となると、やっぱり保護者の勤務先の近くを選びたいとか、そういう趣旨になるかと思いますが、これについては学校選択制ではなくて、指定変更制度のほうで学童の要件で選んでいるという状況になっています。指定変更制度の学童要件というのは、学童が決まってからになりますので、学童を選んで、学童のほうも待機児がいる状況の中で希望の学童に必ずしも入れている状況ではございませんので、結果として学童を決めて、それにあわせて指定変更制度で学校を選んでいるという、そういう状況でございます。

柴田委員　　では、最初にそういった御家庭は学童を決めなければならないという、そういうことだということがわかりましたけれども、例えば、学童のほうで希望のと

ころに決まりましたら、指定変更制度で100%保護者の意向が通るという状況なの
のでしょうか。

山田教育支援課主査 現状ですと、大体希望どおり入れるような状況になっておりま
す。今後、学校施設に影響が出てくるような状況になってきますと、入れないよう
な状況もあるかと思うのですが、現状、今まではそれで入れなかったということ
はないです。

柴田委員 学童保育所につきましては、なるべく学校の敷地内であるとか、学校の隣
接したところにあったほうが親御さんとしては安心だと思えますので、他部局と連
携して、そういったところも改善していただきたいというふうに思います。

安間教育長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

村松委員 選択理由のアンケートの中で、小学校のその他が61人、3.2%で、中
学校のほうもその他が85人いっちゃって、3.4%なのですね。これは具体的
に何がその他なのか、わかる範囲で教えていただきたいんですけども。

山田教育支援課主査 申し訳ございません。本日、その部分の資料を持ってきており
ませんので、細かくわからないんですが、中にはどうしてもそこに行きたいみたい
なコメントを書かれている方もいらっしゃいますので、そういった部分を拾って、
細かくこれがというような内容であったと思っているのですが、ちょっとすみませ
ん、詳細には今の中ではお答えできかねますので、確認をしたいと思います。

安間教育長 ほかにございましょうか。よろしゅうございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、先ほど最後に述べたようなスケジュールで、この学校選択制に
ついての議論は進めていきたいというふうに思っております。状況についての報告
については、承らせていただくということによろしゅうございませうね。

安間教育長 引き続き、平成30年度八王子市奨学生の決定についてを御報告お願い
いたします。

穴井教育支援課長 それでは、平成30年度八王子市奨学生の決定について御報告い
たします。詳細については、岡部主査のほうから御説明いたします。

岡部教育支援課主査 それでは、平成30年度八王子市奨学生の決定について御報告

させていただきます。

平成30年3月29日に八王子市奨学審議会を開催いたしまして、平成30年度の八王子市奨学生を決定いたしました。平成29年度に行ったアンケートの結果とあわせて御報告させていただきます。八王子市奨学金は、高等学校に在学し成績良好、心身健全にして、経済的理由によって就学困難な者に対して奨学金を支給する制度でございます。奨学金の支給額は月額1万円でございます。支給期間は高等学校等の在学期間中となります。

それでは、お配りしてある資料を御覧いただきたいと思います。2番の報告内容の(1)一般奨学生についてでございますが、アの選定結果といたしまして、申請者につきましては205名、選考基準を満たしていない12名を除いた193名が対象者になっておりまして、122名を決定者、71名を補欠者としております。

イの選定方法でございますが、評定平均値・学校所見・家庭状況を得点化し、奨学審議会の審議を経て上位122名を決定しているところでございます。

ウの支給内容でございますが、先ほど御説明させていただいたとおり、月額1万円で、平成30年の4月から卒業するまでとなっております。

エのほうに申請者と決定者の状況を参考にお示しさせていただいておりますので、御覧をいただければと思います。

次に2ページ目でございます。(2)一般奨学生(中途採用)でございます。こちらは高等学校に在学中で、高校進学後に経済的理由から就学が困難となった者を対象としております。

アの選定結果でございますが、5名の募集に対して8名の申請があり、奨学生として5名を決定させていただいております。

イの選定方法でございますが、先ほど御説明させていただきました、一般奨学生と同様ではございますが、中途採用者につきましては、申請の基準として申請時の高等学校及び中学校3年時の評定平均値として、条件といたしまして、中学校3年時の評定平均値、学校所見等を得点の対象とさせていただいております。

ウの支給内容でございますが、こちらも一般奨学生同様、月額1万円で卒業までとなっております。同じくエに申請者と決定者の状況をお示しさせていただいております。御参考に御覧いただければと思います。

続きまして3ページでございます。(3)の特別奨学生でございます。特別奨学金は、八王子市奨学生のうち高等学校第2学年に在籍し、特に成績が優秀な者に対して月額1万円の奨学金のほかに、月額3,000円を加給する制度でございます。

アの選定結果でございますが、高等学校第2学年の奨学生を対象にということでの募集をさせていただいたところ、48名から申請があり、16名を決定しております。

イの選定方法といたしましては、高等学校第1学年申請時の評定平均値の高い順に序列をつけ、決定しております。

ウの支給内容でございますが、第2学年の4月から卒業時まで、月額1万円に3,000円を加給して支給させていただくところでございます。

エに申請者、決定者の評定平均値等の資料を示させていただいております。御覧いただければと思います。

次に4ページでございます。八王子市奨学金に関するアンケートの調査結果でございます。こちらは平成29年度卒業された方に対してアンケート調査を行わせていただいております。1番につきまして配付128に対して現在123人から回答をいただいているところでございます。

2番の使い道でございますが、こちら公立高等学校ではやはり通学費や学校行事に使われる方が多く見られております。私立高等学校につきましては、授業料などが主な使い道になっております。

3番の奨学金の希望支払回数でございますが、こちらについてはほぼ全員の方が毎月の支払いというのを希望されている状況でございます。

4番のこちらの奨学金以外の制度利用をされている方については、17人が東京都の育英資金、それから私立高等学校就学支援金などを利用されている状況でございます。

5ページ目でございます。こちら5番目として、学校生活で特に力を入れて取り組んだことということでございますけれども、一番多かったのは、やはり勉強と部活動の両立をされたということが大多数でございました。その他につきましては、お示しさせていただいている状況になってございます。

6番の卒業後の進路でございます。こちらにつきましても、4年制大学、専門学

校など、9割以上の方が進学されている状況でございます。

7番、将来の目標でございますが、分野別としましては、医療や福祉、それから教育、学習支援など、こちらのほうが多く目標として希望されている方が多い状況でございます。

最後6ページ目でございます。こちらのほうに自由意見としてでございますけれども、いただいた方の中から幾つか抜粋させていただいて載せさせていただいております。奨学金に対するよい評価ということでの御意見をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、教育支援課から報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか。

村松委員　　ありがとうございます。この選定方法なのですけれども、これ申請者、決定者の状況を拝見しますと、申請者のほうで最高所得が650万、決定者432万、またこちらの中途採用のほうも500万、300万となっています。いろいろな評価基準あると思うのですけれども、これ設定の平均というか、金額のボーダーラインとか、そういうのが決まっているのかどうかというのを、ちょっと教えていただきたいのと、あと昨年、私こちらの奨学金のほうで発言させていただいたのですが、アンケートの回収率、128枚配付して123枚回収というのは、とてもすごい数字だななんていうふうに思います。本当に御苦労さまです。それと同時に、アンケートと一緒に卒業証書のほうも送ってくださっているのかなというのが、ちょっと2点質問です。

岡部教育支援課主査　　1点目の御質問でございますけれども、選定方法の所得の基準のところでございますが、こちらにつきましては申請された世帯の方の世帯全員の方の前年度の所得が生活保護基準の1.5倍以内ということで、定めさせていただいております。ですので、その世帯の方、世帯ごとに基準額というのが違ってきますので、必ずこれが基本値とかということがあるわけではございませんので、世帯の方が多くて収入が多ければ、高所得の方も出てくるという状況になってございます。

2点目の御質問でございます。昨年度、アンケート集計が若干低かったという部

分があって御質問いただいた部分があるかと思えます。今年度は昨年度に比べて回収率も高くなっているところでございますけれども、同時に、卒業された証書のほうの写しも同様にいただいておりますので、こちらは同じく回収させていただいているところでございます。

柴田委員 1点お伺いしたいのですけれども、この八王子市の奨学生の制度の情報につきまして、必要な方全員にちゃんと届いているのかというようなことをお伺いしたいのですけれども、これは学校を通じて、この奨学生の方々はこの情報を入手されているのですか、それともまたほかのルートでこの情報を知り得るということはあるのでしょうか。

岡部教育支援課主査 公立の市立の学校につきましては、まず中学校3年生を対象にしておるのですけれども、中学校3年生の最初の時に保護者の方向けに御案内のパンフレットをお配りさせていただいております。保護者会等で配っていただきたいということです。あとは申請時期になりましたら、3年生全員の方向けに制度の案内のパンフレットのほうを12月の時点でお配りさせていただいております。あと、私立高校等の方もいらっしゃいますので、市のホームページと、あと市の広報紙、そちらのほうでの御案内をさせていただいております。

笠原委員 二つ確認させてください。1点は、対象者は八王子市在住なのか、八王子の公立学校にいる子なのか、ちょっとその辺、対象者どういう方なのかというのが一つと、それから支給されたお金が必ず子どもに渡っているという保障があるかということなのですけれども、この2点です。

岡部教育支援課主査 1点目の御質問でございますけれども、対象者の条件としましては、まず学校のほうは、公立、私立は問わない形になっております。ただ、八王子に在住ということの条件を付させていただいておりますので、市外在住の方は対象外という形になってございます。

2点目の御質問でございますけれども、振り込みさせていただく時の口座でございますけれども、申請者がお子様という形になっているのですけれども、お子様の口座のほうにお振り込みという形をさせていただいております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

安間教育長　　それでは、本件も報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長　　それでは続きまして、平成31年度八王子市立中学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について及び平成31年度八王子市立小中学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について、この2件、相互に関連しますので、指導課から一括して報告をお願いします。

野村統括指導主事　　平成31年度八王子市立中学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要綱、並びに平成31年度八王子市立小中学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要綱につきまして、担当の秋山主査より御説明申し上げます。

秋山指導課主査　　それでは私から資料に沿って御説明いたします。まずは平成31年度八王子市立中学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する事項について御説明いたします。

本要綱は前回の定例会で議題に供しました平成31年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教育長決裁にて決定したものです。平成31年度から八王子市立中学校で使用する特別の教科、道徳における教科書の採択にあたり、対象となる教科書について調査研究を行うための組織として、教科用図書選定資料作成委員会を設置するものです。その構成及び任務等について定めたものでございます。

3の資料作成委員会につきましては、校長、副校長、保護者代表からなる10名以内の構成となっています。任務につきましては、次に御説明します資料作成委員会の下部組織である調査部会、及び各中学校からの調査結果、教科書センターにおけるアンケートを参考に、選定資料の検討を行い、その結果を教育委員会に報告します。教育委員会は、この資料作成委員会の報告書を参考にしながら、採択していくことになります。

次に、4の調査部会につきましては、校長、副校長、教員からなる10名以内の構成となっています。資格につきましては、教職3年以上、市内の学校に1年以上

勤務した者で、専門教科、今回は道徳になりますが、高い専門性と識見を有する者としています。任務につきましては、上部組織であります資料作成委員会からの求めに応じて、調査研究し報告します。

次に、6のその他になります。採択を公正かつ適正に実施するため、(4)のAから力の6つの項目で委員になれない者を定めています。

続きまして、平成31年度八王子市立小中学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要綱について御説明いたします。

本要綱も、前回の定例会で議題に供しました平成31年度八王子市立小中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱に基づき、教育長決裁にて決定したものです。平成31年度から八王子市立小中学校の特別支援学級で使用する教科書の採択にあたり、対象となる教科書について調査研究を行うための組織として、教科用図書選定資料作成委員会を設置するもので、その構成及び任務等について定めたものでございます。

3の資料作成委員会の構成につきましては、特別支援学級設置校の校長、副校長、担当教員、専門性を有する者、保護者代表からなる組織となっています。任務につきましては、次に御説明いたします資料作成委員会の下部組織である調査部会及び各小中学校からの調査結果、教科書センターにおけるアンケートを参考に、選定資料の検討を行い、その結果を教育委員会に報告します。教育委員会は、この資料作成委員会の報告書を参考にしながら採択していくことになります。

次に4の調査部会につきましては、小学校、中学校の部会ごとに校長、副校長、担当教員からなる構成となっています。資格につきましては、教職5年以上、特別支援学級担当教員3年以上経験をした者で、特別支援教育における指導についての高い専門性と識見を有する者、または校長がその専門性を踏まえ推薦する者としています。任務につきましては、小学校、中学校の校種ごとに全ての教科書を上部組織であります資料作成委員会からの求めに応じて、調査研究し報告します。

次に、6のその他になります。採択を公正かつ適正に実施するため、(4)のAから力の6つの項目で委員になれない者を定めています。中学校の道徳も特別支援学級で使用する教科書も基本的な部分は同様となっています。

最後に、今後の日程でございます。日程につきましても中学校の道德と、特別支援学級で使用する教科書は同じ日程となっております。明後日5月25日から7月上旬にかけて資料作成委員会及び調査部会を開催し、調査研究を行ってまいります。そして8月1日の教育委員会定例会にて採択していただく予定となっております。大変短い期間での日程となっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

安間教育長　　只今、指導課からの報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

村松委員　　教科用図書を選定資料、特別支援のほうの使用教科書もそうなのですが、このその他の次に該当する場合には委員になることができない。またこの資料作成委員会委員及び調査部会委員には、次に該当する者を除くということで、なることができない者を羅列していますけれども、実際にこれ教育委員会、または調査部会が、例えば教科書発行社の役員及び従業員並びにその配偶者及び三親等内の親族はなることができないと定めていますけれども、これ実際どうやって調べるのですか。

野村統括指導主事　　こちらの方につきましては、推薦された委員がございまして、そちらのほうに私たちのほうから一人ずつこちらの条件に該当しないかということを確認させていただいて、委員としてなることになっております。

村松委員　　その確認の方法を聞いているのですけれども。

安間教育長　　自己申告だということでしょう。

野村統括指導主事　　そうです。

村松委員　　多分、皆さんの自己申告に頼るしかないと思います。意見も入りますけれども、前回の教科書採択の時に教科書検定にかかわる違反が、大々的に報じられてしまっている中で、やはり、八王子はそういうことはやらないんだぞという、そういう強い意志表明もしなければいけないというように感じております。それが、子どもたちに対しての私たちの大人の務めだと思っておりますので、自己申告に頼らざるを得ない状況だとは思っておりますけれども、しっかりその辺を精査して、うちは大丈夫なんだという覚悟をもってやっていただければなというふうに、切に思っています。

以上です。

大橋委員　　今、村松委員がおっしゃったこと、そのとおりだと思うのですね。ですので、事前に学校に対して、この欠格事項については、十分に周知するというのと、それからあと誓約書というのでしょうか、この欠格事項にふれてないということや、約束する用紙等を提出するというのが一つの方法かなというふうに考えます。

以上です。

野村統括指導主事　委員のおっしゃられるとおり、こちらのほう一つ一つの項目を確認した上で、委員の同意書をこちらのほうはいただくことになっておりますので、そういう形で適正に実施するようにしております。

安間教育長　　それと、出版社のほうから関連している人の名簿が送られてきています。そういう話もちゃんと説明してもらえますか。

野村統括指導主事　出版社のほうから教科書に関係している関係者につきましては、一覧という形でこちらのほうに送られてきておりますので、そちらの方につきましては、除外するという形にしているところでございます。

安間教育長　　ほかに御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、本件について報告として承らせていただきたいと思っております。

安間教育長　　続きまして、図書館部から続けて3件、報告をお願いいたします。

まず、新図書館システムの利用状況について、報告をお願いします。

新納生涯学習センター図書館長　平成30年4月2日より、新図書館システムが稼働し、マイナンバーカードと図書館利用者カードとの連携や、電子書籍サービスの利用を新たに開始しましたので、その状況について報告します。

まず配布資料ですけれども、裏面は電子書籍サービスのホームページのトップ画面でして、このように新着資料や独自に組んだ特集本の表紙の面出しを紹介しています。2枚目につきましては、利用状況についての統計資料になります。

では、詳細につきましては、生涯学習センター図書館主査の藤原より説明いたします。

藤原生涯学習センター図書館主査　新図書館システムの利用状況について御報告いた

します。新しい図書館システムが稼働し1カ月ほど経過しましたので、システムの新しい機能であるマイナンバーカードとの連携状況や、電子書籍サービスの利用状況について報告いたします。

まず、マイナンバーカードとの連携状況についてですが、マイナンバーカードで図書を貸し出しするためには、マイナンバーカードのICチップ内の空き領域と図書館の利用者番号を連携させるために、登録作業が必要となります。この作業をされた方の人数は4月末現在で21名いらっしゃいました。この方々はいつでもマイナンバーカードで図書の貸し出しサービスを利用できる状態になっております。サービス開始当初に多くの方が登録されておりますが、状況を見ますと、5月に入ってから、ちらほらと登録にいらっしゃっている状況がございます。

続いて、電子書籍サービスの利用状況です。まず、電子書籍にどのようなものがあるかについてですが、5月5日現在で合計5,663タイトル、この中に青空文庫という著者が亡くなってから50年以上経過して、著作権がなくなっているため、無料となっているコンテンツ等が2,141件含まれています。市が今回有料で購入したコンテンツの内訳は、83%が一般書、17%が児童書という構成になっており、1タイトルあたりの平均単価は2,797円になりました。

ジャンルとしましては、小説のほかに図書館にいらっしゃる方が難しい社会人向けの本や、子育て中のため、図書館で落ちついて本を選ぶのが難しい保護者の方向けの実用書や児童書、文字が小さく読みにくくなってきている方のために、文字の拡大が可能な資料、また視覚に障害があり読書が難しい方のために、読み上げ機能のある資料など、電子書籍の特徴を考えてそろえました。ガイドブックや料理の本など、写真が中心の本を除く94%の電子書籍が文字の拡大に、82%が読み上げに対応しています。

続いて、貸し出し、予約の状況についてですが、別紙の関連資料をあわせて御覧ください。サービス開始以降の貸出冊数は2,067冊、ジャンルとしましては小説が15%と一番多く、次いで実用書、そして政治経済、教育等に関する本、絵本と続いています。予約の冊数は累計で890冊、小説や料理、絵本のほかに英会話の本に対する予約が多くありました。これは報告事項資料の裏面にありますように、電子書籍のホームページ上で特集のコーナーを組み、紹介した影響や、人気作家の

作品が選ばれる傾向があると考えています。

続いて、利用の時間帯ですが、サービス開始以降の実利用者数は1,653名で、この方々が貸し出し返却や予約、試し読みなどのために、電子書籍サービスのホームページにアクセスした累計での利用回数は、2万1,804回でした。時間帯別のアクセス状況を見ますと、図書館が開館している時間帯のアクセス数は全体の49%、閉館している時間帯のアクセス数は51%でした。日中忙しくて図書館に行く時間がなかった方、働いている方など、一般的な生活リズムから夕食後から就寝までの夜間帯に利用が多くなることがわかります。また、開館時間帯にも利用が多い状況からは、図書館までわざわざ足を運ばなくても図書館の本を借りて読書を楽しむことができる、いつでも、どこでも、誰にでもという読書環境を整えることができたと考えております。

最後にまとめとしまして、マイナンバーカードとの連携については、今後、近隣市町村の図書館でマイナンバーカードが利用できるようになりますと、おのこの図書館で1枚のマイナンバーカードを使って資料の貸し出しを受けることができるようになりますので、図書館との連携登録も増えていくものと考えております。

電子書籍サービスについては、ホームページ上で紹介したものが借りられる傾向がありますので、新着図書や季節や時流のテーマに沿って選んだ電子書籍をホームページで積極的に紹介し、利用者の方に関心を持っていただき、より多くの電子書籍を借りていただけるように努めます。また、現在の貸し出しや予約の状況等も参考にし、より多くの方に喜んでいただけるように、電子書籍の充実を図っていきます。

また、生涯学習センター図書館では、同じ建物内にあります学習支援課が開催するシニアのためのタブレット入門講座などで、電子書籍サービスの利用案内を配布して周知に努めておりますが、電子書籍サービスが始まっていることを御存じない方がいまだ多くいらっしゃいますので、ホームページやポスターでの周知に加え、図書館貸し出しカウンターや図書館部で実施する各種イベント等で御案内をしてまいります。

報告は以上です。

安間教育長　　只今、報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

村松委員 ありがとうございます。マイナンバーカードの導入ですね。今現在、近くの近隣他市でこのシステムを導入しているところというのは、何か把握されているのかというのが1点。あと、私疎いもので。このお薦めの本、電子書籍サービスの「るるぶ」ですね。予約数に10人とか6人と書いてありますけれども、これはやっぱり各図書館に電子書籍が1冊というんですか、1つあって、それを例えばアイパッドですとか、自分のパソコンか何かにノートパソコンに取り込んで見ているのか、それとも図書館でこれを見ているのか、意味がわからないので、教えてください。以上2点です。

藤原生涯学習センター図書館主査 近隣市町村では、マイナンバーカードを使った貸し出しができる図書館というのはまだございません。東京都では豊島区ができるというふうに聞いております。

2つ目の質問についてですが、電子書籍サービスは利用者の方がお持ちのスマホやタブレット、パソコン等で見ていただくという形態でサービスを提供しております。図書館に端末があるというわけではなく、御自宅とか、御自分のタブレットで見ていただくという方法になっております。

新納生涯学習センター図書館長 補足をさせていただきます。マイナンバーカードを利用した図書館の利用の状況なのですけれども、全国的なお話なのですが、15都府県、25自治体で、今お話ししました東京都ですと八王子市と豊島区になります。

村松委員 ありがとうございます。ということは実際、電子書籍を借りて、例えば2週間でしたか、2週間期限が来たらそれが見られなくなるという形になるんですね。

実際、私、4月中旬ぐらいですかね。南大沢と中央図書館のほうに、このICチップ、マイナンバーカードをどういうふうに稼働して、皆さんに周知しているのかというのを拝見しに行ったんですね。そうしましたら、南大沢のほうはカウンターに座っていた若い男性の主査の方が、すごく丁寧にいろいろな方に御説明しているのを垣間見て、ああこれなら御年配の方や子どもを抱えて図書館に本を借りてきているお母さんたちにも、丁寧に説明してくれるのだらうなというふうに思いました。非常にわかりやすく、私も実際のものを見て体験させてもらったので、今後、まだ21件ですけれども、これから多分広がっていくサービスだと思いますので、ぜひ

皆さんがわかりやすいように教えていただければというふうに思っています。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本件について報告として承らせていただきたいと思えます。

安間教育長 引き続き、「としょかんこどもまつり」の実施結果についてを報告願います。

安達南大沢図書館長 それでは、「としょかんこどもまつり」の実施結果につきまして御報告いたします。内容につきましては、担当の南大沢図書館主査、鈴木から御説明いたします。

鈴木南大沢図書館主査 それでは、「としょかんこどもまつり」の実施結果につきまして、資料に基づき御説明いたします。

まず1、報告趣旨でございます。子どもの読書活動の推進に関する法律で、子ども読書の日が4月23日と規定されていることにちなみ、子ども一人ひとりの読書習慣の定着と、子どもの自主的な読書活動を推進することを目的として、市内図書館及び地区図書室で、としょかんこどもまつりを実施しましたことから、その結果につきまして御報告するものでございます。

では、具体的な実施内容でございますが、2報告内容の(1)各図書館での実施結果についてを御覧ください。各館で実施内容に若干違いがございますが、おおむね赤ちゃんから子ども向けで、また親子で参加できるものもあり、市内図書館4館で277名の参加をいただきました。

まず中央図書館でございます。実施日は4月21日、入場者は211名でありました。わらべうた、図書館たいけんたい、バルーンアートづくりなどを行いました。

次に、生涯学習センター図書館では、実施は4月22日で、入場者は26名でした。おはなし会、工作会を行い、かわり本づくりを行いました。

続きまして、資料裏面になりますが、南大沢図書館では4月21日実施で、入場者は20名でありました。おはなし会と工作で、くるくるこいのぼりを作成したほ

か、おすすめこいのぼりとして、館内に模造紙でつくった大きなこいのぼりにお薦めの本を書いた鱗を張りつけるということも行いました。

また、川口図書館では、4月21日実施で、入場者は20名でありました。市内在住の絵本作家、茶豆和歌子さんの自作の紙芝居おはぎちゃんの上演や手遊びなどを行いました。

続きまして、(2)地区図書室での実施結果についてであります。石川、恩方、台町、由木中央の各市民センターや、北野南部会館、由井市民集会所の合わせて6つの地区図書室でお薦め本の紹介など、としょかんこどもまつりのイベントを実施しました。これら市内10カ所におけるとしょかんこどもまつりの企画により、子どもたちにとって図書館が身近で親しみのある場所として感じられ、子どもたちが積極的に読書活動を行うよう、読書のまち八王子推進へとつなぎました。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、図書館部から報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

大橋委員 ありがとうございます。昨年度と比べて参加の方の人数が減少しているようなのですが、これはどのような要因が考えられるのでしょうか。

安達南大沢図書館長 確かに昨年は4館で432名の御参加をいただき、過去最高の参加者でありました。ところが、今年度は277名で155名減少しているところで、これは一昨年までの平均の数字にちょっと上回っているというようなところに戻ってしまったというところであります。考えられることなのですけれども、周知活動は例年どおり行っていまして、市の広報はちおうじに掲載、4月15日の掲載とか行っていまして、あと天候も昨年は曇り、今年は晴れということ、カレンダーの関係も土日、連休の初日とかそういうこともあたらずに、ちょっとなかなかこれといった原因がつかめないところであるのですけれども、このPR活動で一番効果的なのが、カウンターで工作の場合、現物の見本を見せて、そして今度こういうのやるからねということで、お子さん、またはその保護者の方にお見せして、来ていただくというのが効果的なのですけれども、今年は、図書館システムの入替えで3月中、春休みの前半につきましては、そのカウンター業務がなかったということからすると、PRが十分効果的でなかった影響が考えられるかなと、そんなような

ことを考えております。

以上です。

柴田委員 1点質問があるのですが、この参加者のお子さんの年齢につきまして、どれぐらいの年齢の方の参加者が多いのでしょうか。

安達南大沢図書館長 大体が未就学の方が多いところであります。

柴田委員 未就学のお子さんが多いということですが、例えば小学校に上がる直前のお子さんが、5歳児ぐらいのお子さんであれば、もう自分が読みたい本の志向というのが大体決まってきていると思います。ですので、レファレンスとまではいかないのですが、その後の読書活動につなげるために、レファレンスの活用の仕方の子ども版みたいな、そういったイベント内容も入れていただければいいのかなというふうな感想をもちました。

安間教育長 ありがとうございます。そういうことは可能ですか。

安達南大沢図書館長 確かに、この時期のとしょかんこどもまつりのほかに、年間のとしょかんまつりだとか、夏休みに向けたイベントだとか、年間を通じた中でも考える中で、やはり図書館に親しんでいただく、図書館を好きになっていただく、本の世界を通じて世界を広げていただくということを考えまして、今後そういうことも含めまして、子ども読書活動の活性化につながるようにイベントを考えていきたいと思っております。

安間教育長 柴田委員のご意見は、非常に具体的な提案でございましたので、生かすようにしてください。ほかにございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本件、報告として承らせていただきます。

安間教育長 引き続きまして、平成30年度八王子市図書館の特別整理期間の日程についてを御報告申し上げます。

太田中央図書館長 それでは、平成30年度八王子市図書館の特別整理期間、いわゆる蔵書点検の日程について、担当の中央図書館山中主査から御説明させていただきます。

山中中央図書館主査 八王子市図書館条例規則第4条1項各号に規定する、平成30

年度市内各図書館の特別整理期間（蔵書点検）の日程について御報告させていただきます。

2、報告内容ですが、蔵書点検の目的としましては、利用者の求めに応じ、速やかに資料を提供できるよう、資料を適正に管理するため、各館の所蔵資料について現在の所在や状態を点検、確認するとともに、開館中ではできない設備点検や、修繕、配架場所や書架等の移動等を行うこととなります。（2）施設ごとの日程と休館期間ですが、開始日順に、（2）の表となっておりますが、休館期間については利用者の読書環境を確保するため、前回より生涯学習センター図書館、南大沢図書館、中央図書館は、それぞれ1日、開館の短縮をしております。

3、周知方法としましては、広報はちおうじ、市及び図書館ホームページ、館内ポスター等により、広く周知を行う予定です。報告は以上となります。

安間教育長 只今、図書館部からの報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか。

大橋委員 先ほど新図書館システムの御説明があったのですが、この期間というのはそのシステムも使わないということですか。

山中中央図書館主査 システムは使います。システムが動いてないとできません。

太田中央図書館長 この蔵書点検というのは、いわゆる棚卸なので、そのシステムは稼働している状態です。ただ、館は閉館しておりますので、棚卸用にシステムは稼働しておりますけれども、他の館については通常どおりシステムは稼働していますので、御利用いただける状況になっています。

大橋委員 すみません、質問の仕方が悪かったようで。この期間、そうすると電子書籍サービスは受けられないということですか。

太田中央図書館長 電子書籍は、システム上御覧いただけるようになっていますので、システムが稼働している状態ですので、電子書籍は通常どおり御利用いただけます。あくまで蔵書点検をしている、棚卸している館が館を閉めて、その本そのものが御覧いただけなくなるという期間でございます。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 例年のことですので、しっかりと蔵書の点検のほうはよろしくお願いし

たいと思います。

以上、報告として承らせておきます。

これで公開の審議は終わりますけれども、委員の方々から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようであります。

安間教育長　　それでは、ここで暫時休憩にいたします。

穴井教育支援課長　　先ほどの学級編制のところ、御質問をいただいてお答えできなかったことについてお答えします。

私の説明も間違っていましたので訂正いたします。学級編制で2学年から3学年に上がって学級編制が変わったところでございますが、29年度の2年生の12校のうち、11校が学級減になっているということです。中学校についても7校のうち6校が学級減というふうになっています。その他の学校選択制の中のその他の項目のうち、やはり通級がその学級にあるので、そこを選ぶというのが一番多いです。あとは引っ越しの予定があるとか、実家の近所であるとか、そういうようになっています。

安間教育長　　わかりました。よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　改めまして、ここで暫時休憩にいたしたいと思います。

なお、休憩後は非公開となりますので傍聴の方は御退席をお願いしたいというふうに思います。

再開は、11時20分といたしたいと思います。

【午前11時10分休憩】